



鳥取県公報

平成 25 年 10 月 22 日(火)
第 8 5 4 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|-------------------------------------------------------|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による介護機関の指定 (750) (福祉保健課) 2 |
| | 生活保護法による介護機関の変更の届出 (751) (〃) 2 |
| | 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (752) (住宅政策課) 3 |
| | 争議行為を行う旨の予告 (753) (雇用人材総室) 4 |
| | 保安林の指定の解除 (2 件) (754・755) (森林づくり推進課) 4 |
| | 保安林の指定予定 (756) (〃) 5 |
| | 保安林の指定の解除予定 (757) (〃) 5 |
| | 公共測量の終了 (758) (技術企画課) 6 |
| | 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (759) (会計指導課) 6 |
| | 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (760) (東部福祉保健事務所) 6 |
| | 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (761) (〃) 7 |
| ◇ 教委告示 | 鳥取県指定無形文化財の指定等の解除 (25) (文化財課) 7 |
| ◇ 公 告 | ふぐ処理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 8 |
| ◇ 正 誤 | 平成25年10月11日付鳥取県公報第8539号中訂正 10 |

告 示

鳥取県告示第750号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 指定年月日 |
|-------------|-----------------|-------------------|----------------|--------------|------------|
| 株式会社 はるす | 和歌山県橋本市岸上563-1 | はるす・訪問入浴サービス倉吉 | 倉吉市上井213-4 | 訪問入浴介護 | 平成25年7月1日 |
| 鳥取商事株式会社 | 鳥取市吉方温泉一丁目223-2 | デイサービスセンターのどか | 鳥取市相生町二丁目452-1 | 通所介護 | 平成25年10月1日 |
| 社会福祉法人中部福祉会 | 東伯郡北栄町東園331-1 | はわいデイサービスセンターあずま園 | 湯梨浜町光吉107-35 | 〃 | 平成25年9月24日 |
| 〃 | 〃 | はわいグループホームあずま園 | 〃 | 認知症対応型共同生活介護 | 〃 |

2 介護予防事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 指定年月日 |
|-------------|---------------|-------------------|--------------|------------------|------------|
| 社会福祉法人中部福祉会 | 東伯郡北栄町東園331-1 | はわいデイサービスセンターあずま園 | 湯梨浜町光吉107-35 | 介護予防通所介護 | 平成25年9月24日 |
| 〃 | 〃 | はわいグループホームあずま園 | 〃 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 〃 |

鳥取県告示第751号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 変更年月日 |
|--------------|--------------------|----------------------|---------------------|-----------|
| 医療法人 厚生会 | 米子市彦名町1250 | 訪問看護ステーション ほんわか | 米子市茶町25 | 平成25年4月1日 |
| クオール 株式会社 | 東京都港区虎ノ門四丁 目3-1 | クオール薬局皆生温泉 店 | 米子市皆生温泉一丁目 12-22 | 平成25年5月6日 |
| 吉田物産 株式会社 | 米子市河岡568-3 | 伯仙デイサービスセン ターまごころ | 米子市河岡110-1 | 平成25年6月1日 |

2 介護予防事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 変更年月日 |
|--------------|------------|----------------------|-------------|-----------|
| 医療法人 厚生会 | 米子市彦名町1250 | 訪問看護ステーション ほんわか | 米子市茶町25 | 平成25年4月1日 |
| 吉田物産 株式会社 | 米子市河岡568-3 | 伯仙デイサービスセン ターまごころ | 米子市河岡110-1 | 平成25年6月1日 |

鳥取県告示第752号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

2 変更する事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加及び移転

追加する事務所 名 称 岡山事務所

所在地 岡山県岡山市北区丸の内二丁目12-20

移転する事務所 名 称 東北事務所

所在地 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10-28

名 称 神奈川事務所

所在地 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3-19

名 称 愛媛事務所

所在地 愛媛県松山市三番町七丁目13-13

名 称 南九州事務所

所在地 鹿児島県鹿児島市東千石町1-3

名 称 佐賀事務所

所在地 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9-38

3 変更年月日

平成25年10月25日

鳥取県告示第753号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事件

- (1) 生活を守る賃金と雇用の確保に関する件
- (2) 大幅な一時金の獲得に関する件
- (3) 成果主義賃金及び業績評価制度の導入反対に関する件
- (4) 長時間夜勤反対及び勤務間隔の12時間以上確保に関する件
- (5) 働くルールの確立に関する件
- (6) 下請及び派遣労働の導入及び拡大反対に関する件

2 日時

平成25年11月7日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

| 施設名 | 所在地 |
|-----------------|---------------|
| 鳥取医療生活協同組合 | 鳥取市末広温泉町458 |
| 株式会社メディコープとっとり | 鳥取市末広温泉町211 |
| 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院 | 東伯郡三朝町大字山田690 |
| 米子医療生活協同組合 | 米子市富益町1128 |

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、又は並行して行う。

鳥取県告示第754号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町明辺字梵字23の16、23の17

2 保安林として指定された目的

雪崩の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第755号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町豊房字草谷2052の226（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第756号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡湯梨浜町大字小浜字尾後313の1・315の2・316の4・316の13（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、315の1、字二ノ尾後谷318の2・320・322の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字北谷919の3、941・942の1・942の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
風害の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、湯梨浜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第757号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字小浜字尾後305の2・309の1・309の2・310・313の1・317の18（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、316の12、317の14から317の16まで、字北谷936の2、942の4、942の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第758号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 境港市佐斐神町南部
- 3 終了年月日 平成25年9月19日

鳥取県告示第759号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成25年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 指定番号 | 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------|------------------|------|----------------------------|------------------|---------------|
| 324 | 一般社団法人鳥取県 猟友会 | 名称 | 社団法人鳥取県猟友 会 代表者 御古宮雄 | 一般社団法人鳥取県 猟友会 | 平成25年4月 1日 |

鳥取県告示第760号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月22日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|----------------|-------------------|--------------|------------|------------|-----------------|
| とっとり福祉サービス有限会社 | とっとり福祉サービスレンタル事業所 | 鳥取市行徳三丁目317 | 平成25年10月7日 | 平成25年10月4日 | 福祉用具貸与、特定福祉用具販売 |

鳥取県告示第761号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月22日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|----------------|-------------------|--------------|------------|------------|-------------------------|
| とっとり福祉サービス有限会社 | とっとり福祉サービスレンタル事業所 | 鳥取市行徳三丁目317 | 平成25年10月7日 | 平成25年10月4日 | 介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売 |

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第25号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第20条第4項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形文化財の指定及び当該鳥取県指定無形文化財の保持者の認定が解除されたので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年10月22日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

| 無形文化財の名称 | 無形文化財の保持者 | | | 解除年月日 |
|----------|-----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| | 氏名 | 住所 | 特徴 | |
| 陶芸 | 前田昭博 | 鳥取市河原町本鹿 | 1 白磁を主とする陶芸の技術に習熟し、光と影の造形などと評される芸術上特に価値の高い製作を行っている。 2 磁器ならではの造形、表現を模索する創作姿勢は工芸史上において重要な位置を占めている。 | 平成25年9月26日 |

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成25年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

- (1) 学科試験 平成26年1月30日（木）午前10時から正午まで
- (2) 実技試験 平成26年1月30日（木）午後1時から

2 試験の場所

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、認証施設（条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。）において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの
- (3) 学校教育法第57条に規定する者で、魚介類販売業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に掲げる営業をいう。）若しくは魚肉ねり製品製造業（同条第16号に掲げる営業をいう。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

ただし、調理師免許証を有している者は、公衆衛生学、食品衛生学は免除する。

5 受験願書の受付期間

平成25年12月12日（木）から同月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局のうち住所地を管轄するもの（以下「生活環境局等」という。）

7 受験願書の添付書類

- (1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）
- (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し等）
 - イ 認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類

- (4) 3(3)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
- ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し等）
 - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類
- なお、学校卒業時と氏名が変わっている場合は、事実の確認ができる書類（戸籍抄本等）を持参すること。
- 8 受験手数料及びその納付方法
- 受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- なお、既納の手数料は、還付しない。
- また、受験手数料のほか、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、受験票に記載するので、受験票にて確認すること。
- 9 受験に当たっての注意事項
- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。
- なお、受付は、午前9時20分から開始する。
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。
- ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物
- なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないようなものとする。
- 10 合格者の発表
- 合格者の受験番号を平成26年2月13日（木）に生活環境局等において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。
- なお、同日付けで受験者全員に結果を通知する。
- 11 合否基準
- 学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。
- (1) 学科試験
- 原則として、試験の全科目の合計得点（ただし、調理師免許証を有している者は、衛生関係法規、ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識の合計得点）が満点の6割以上である者を合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点の3割を下回る者は、不合格とする。
- (2) 実技試験
- 原則として、満点の8割以上である者を合格とする。ただし、得点が8割以上であったとしても、次のア～ウのいずれかに該当する者は、不合格とする。
- ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合
 - イ 毒性臓器の鑑別において、肝臓の正確な鑑別ができていない場合
 - ウ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合
- 12 その他
- (1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第2項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間に鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課又は生活環境局等に受験票を提示してその旨を申し出ること。
- (3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。
- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| くらしの安心推進課 | 鳥取市東町一丁目220 | (0857-26-7284) |
| 東部生活環境事務所 | 鳥取市立川町六丁目176 | (0857-20-3678) |
| 中部総合事務所生活環境局 | 倉吉市東巖城町2 | (0858-23-3157) |

西部総合事務所生活環境局

米子市糺町一丁目160 (0859-31-9321)

正 誤

平成25年10月11日付鳥取県公報第8539号（制限付一般競争入札の実施）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 10

行 13

誤 平成25年10月21日（月）

正 平成25年10月28日（月）